

【外貨ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表 2022. 4. 4 改訂

変更箇所	新	旧
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>2. 口座開設について</p>	<p>2. 口座開設について</p> <p>(省略)</p> <p>(個人のお客さまの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。 ●当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。 ●ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。 ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。 ●日本国内に居住する<u>成年以上</u>の行為能力を有する個人であること。 ●約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。 ●マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと。 ●反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。 ●お客さまが外国PEPs（Politically Exposed Personsの略。外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当しないこと。 ●お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することにご同意いただけること。 	<p>2. 口座開設について</p> <p>(省略)</p> <p>(個人のお客さまの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。 ●当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。 ●ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。 ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。 ●日本国内に居住する<u>20歳上</u>の行為能力を有する個人であること。 ●約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。 ●マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと。 ●反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。 ●お客さまが外国PEPs（Politically Exposed Personsの略。外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当しないこと。 ●お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することにご同意いただけること。

- 金融先物取引業者に勤務していないこと。
- その他当社が定める基準を満たしていること。

(法人のお客さまの場合)

- 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。
- 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- ご自身で取引による損失限度額を設定して、当該限度額内で取引されているかを確認する等の管理体制が整備されていること。
- 取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。
- 当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。
- 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- 約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと。
- 反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。
- お客さまが外国PEPs（Politically Exposed Personsの略。外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当しないこと。
- お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することにご同意いただけること。

- 金融先物取引業者に勤務していないこと。
- その他当社が定める基準を満たしていること。

(法人のお客さまの場合)

- 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。
- 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- ご自身で取引による損失限度額を設定して、当該限度額内で取引されているかを確認する等の管理体制が整備されていること。
- 取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。
- 当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。
- 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- 約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと。
- 反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。
- お客さまが外国PEPs（Politically Exposed Personsの略。外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当しないこと。
- お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から当社が指定する金融機関に開設することにご同意いただけること。

- 金融商品取引業者でないこと。
- 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、ならびに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。
当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。
<取引担当者基準>
 - ・取引担当者は1口座につき1名。
 - ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
 - ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。
 - ・日本国内に居住する成年以上の行為能力を有する個人であること。
 - ・口座名義人である法人に籍があること。
 - ・店頭外国為替証拠金取引またはその他の金融商品の取引経験年数が1年以上あること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。

(省略)

- 金融商品取引業者でないこと。
- 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、ならびに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。
当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。
<取引担当者基準>
 - ・取引担当者は1口座につき1名。
 - ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
 - ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。
 - ・日本国内に居住する20歳上の行為能力を有する個人であること。
 - ・口座名義人である法人に籍があること。
 - ・店頭外国為替証拠金取引またはその他の金融商品の取引経験年数が1年以上あること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。

(省略)

当社の概要について
5. 役員の状況

(省略)

5 役員の状況

役員名	氏名または名称
取締役会長	鬼頭 弘泰
代表取締役社長	松本 好史
取締役	<u>小西 洋平 (内部管理統括責任者)</u>
取締役	渡辺 哲
取締役	唐澤 利行
監査役	矢野 良明
監査役	山本 樹

(省略)

(省略)

5 役員の状況

役員名	氏名または名称
取締役会長	鬼頭 弘泰
代表取締役社長	松本 好史
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
取締役	渡辺 哲
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
監査役	矢野 良明
監査役	山本 樹

(省略)